



公共高第583号
平成22年 1月 7日

各所属所長 様

公立学校共済組合高知支部長
(公印省略)

学生認定の区分廃止に伴う事務処理等について（通知）

平成22年4月1日から学生認定の区分を廃止します。これに伴い、被扶養者の認定等の事務処理が下記のとおり変更となりますので、貴所属所の組合員に周知して下さい。

なお、共済組合員申告書については別添のとおり印刷色を変更しますので、併せて周知をお願いします。

記

1 廃止理由

従来、特別認定となる被扶養者のうち、学生である者については、収入を得るために稼働できる時間が限られていることから認定限度額を超える所得は得られないものとみなし、認定する際の必要書類及び検認内容を簡略化していました。

しかし、近年、学生であってもアルバイト収入が認定限度額を超過し、認定取消となる事例が増加しており、学生認定を設けることで、かえって組合員の皆様に負担をおかけする事態となっております。このことから、平成22年4月1日から学生認定の区分を廃止し、学生認定を特別認定に包括することにしました。

2 事務処理

(1) 認定の区分について

平成22年4月1日から認定の区分は、一般認定と特別認定の2種別となります。

(2) 平成22年3月31日時点で学生認定である者について

対象者については、共済組合で学生認定から特別認定への切替を行います。
(所属所で変更手続の必要は生じません。)

(3) 平成22年4月以降の認定申請時の添付書類について（変更点）

認定申請時において、義務教育終了後の者はすべて市町村長の所得証明書の提出が必要となります。

なお、変更後の必要書類の一覧については、平成22年3月下旬頃各所属所へ送付する予定です。

3 共済組合員申告書の変更

記載内容について変更はありませんが、緑色から青色の印刷となります。この新しい申告書は、平成22年2月1日付け以降の申告から使用してください。

なお、現在使用している緑色印刷の申告書は、2月1日以降各所属所で処分してください。